

警察における交通バリアフリー施策の 実施状況と今後の展望

平成18年2月

警察庁交通局

はじめに

我が国では、社会の高齢化が急速に進展しており、高齢者がかかわる交通事故死者数が増加するなど、高齢者の交通安全対策が重要な課題となっている。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいような生活環境を整備することにより、誰もが社会に参加し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りをもって生活を送ることができるような社会を構築していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、警察では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。)に基づき、高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる旅客施設の周辺地域において、道路管理者等と連携しながら、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動のための環境づくりを着実に推進してきたところである。

本報告書は、交通バリアフリー法の施行後5年経過した時点においてその施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、警察が推進している交通バリアフリー施策の実施状況について、警察庁において調査・検討を行った結果をまとめたものである。本報告書の検討結果を基に、警察では今後の交通バリアフリー施策をより効果的かつ効率的に推進していくこととする。

目 次

第1章 交通バリアフリー制度の概要及び警察の取組み	
1 交通バリアフリー法の概要	1
(1) 交通バリアフリー法の基本的なしくみ	
(2) 交通安全特定事業計画の目標	
2 警察が実施する交通バリアフリー施策	2
(1) 交通安全施設等の整備	
(2) 違法駐車対策	
第2章 交通バリアフリー施策の実施状況	
1 交通バリアフリー法の施行状況	6
(1) 基本構想及び交通安全特定事業計画の作成状況	
(2) 信号機のバリアフリー化の推進状況	
(3) 道路標識・標示の整備状況	
(4) 違法駐車対策の推進状況	
2 関係団体からの意見聴取結果	10
(1) 交通バリアフリー制度について	
(2) バリアフリー対応型信号機の機能・運用等について	
(3) 標識・標示について	
(4) 放置車両等について	
第3章 警察における交通バリアフリー施策の今後の展望	
1 交通バリアフリー制度全般について	13
(1) 市町村、各事業実施主体及び利用者の連携強化	
(2) 交通安全特定事業計画の作成促進	
(3) 情報提供の充実	
2 高齢者、障害者等のニーズを踏まえた交通安全施設等の整備について	14
(1) 信号機の歩車分離化	
(2) 信号灯器のLED化	
(3) 経過時間（待ち時間、残り時間）表示装置の整備	
(4) エスコートゾーンの整備	
3 違法駐車対策について	16
【参考資料】 関係団体からの意見聴取結果	